

分担金・拠出金の名称	常設仲裁裁判所分担金	平成28年度 予算額	7,344千円	総合 評価	B
拠出先の国際機関名	常設仲裁裁判所(PCA)				
国際機関の概要	常設仲裁裁判所(PCA)は国際紛争平和的処理条約(1899年・1907年)によって設立することが定められた100年以上の歴史を持つ国際機関である。外交上の手段によって処理することができない国際紛争を直ちにそして容易に付託することを目的とした仲裁システムを目指し、常時依頼することができる。また、手続きの公開・非公開を選択でき、調停委員の構成も合意によるところが大きい等、当事国の意思への配慮が見られる点が特徴的である。当裁判所は国際司法裁判所(ICJ)とは異なり常勤の裁判官がいる訳ではなく、各締約国が調停委員として任命した国別裁判官団が名簿に登録されて常備され、紛争が生じたときには、当事国の合意に基づいてこの名簿から選任される仲裁裁判官で裁判部が構成されている。				
評価基準		達成状況			
1. 当該機関等の専門分野における影響力・貢献		●2000年代以降の常設裁判所の広報活動の強化、私人又は国際機関が一方当事者となる仲裁裁判の利用促進、扱い得る紛争の累計を広げるための各種選択規則の整備、事務局職員の待遇改善・増員等により、その利用が促進され、その結果過去5年ではPCAに係属する紛争数は増加し、2015年には、係属中の事件数は138(前年から11件の増加。)であった。 ●このことは、PCAを通じて我が国の重要政策の一つである国際社会における法の支配への貢献を促進しているといえる。			
2. 我が国重要外交課題遂行における当該機関等の有用性(意思決定における我が国のプレゼンスを含む)		●常設仲裁裁判所における分担金に関して我が国は米・英・独・及び仏と並ぶ最高の50単位を負担しており、我が国の分担金は常設仲裁裁判所の運営に多大なる貢献をしている。 ●また、年に2回行われる評議会においても、その強い発言権を維持し、評議会に付される各種議題につき適時適切に発言をし、議論に貢献している。 ●更には、発展途上国を中心とした分担金未払問題についても毎回の評議会で言及し、その問題の解決に努めている。			
3. 当該機関等の組織・財政マネジメント		●PCAの組織・財政マネジメントについては、全締約国が参加する年2回の予算委員会及び評議会において報告され、厳しく精査されている。各締約国は、予算や組織運営が適切に行われるように対処しており、財務委員の増員等の人件費増大や事務局発案の新事業等についても、財政面の適切な運営という観点から厳しく精査した。 ●特にPCAの財政に関しては、その収入は締約国の分担金だけによるものではなく、紛争当事国からの仲裁手数料等も主な財源とすることで、2015年は収入の約7割が仲裁手数料等によって賄われている。			
4. 当該機関等における邦人職員の状況		●国際法に通じた専門家である国別裁判官(最大4名)の枠を最大限利用し常時4名の裁判官を我が国から任用している。現在は安藤仁介京都名誉教授、村瀬信也上智大名誉教授、当省OBからは小和田国際司法裁判所判事、柳井国際海洋法裁判所所長が国別裁判官を務めている。 ●また、PCAが作成した「天然資源及び環境に関する紛争の仲裁のための選択規則」における専門家リストに我が国からは森田昌敏愛媛大学教授を登録している。 ●2012年には日本人フェロー(法務官補佐)が採用されている。			
5. 我が国拠出の執行管理、PDCAサイクルの確保		●我が国は年2回の予算委員会、評議会への参加及び財務委員会における会計監査報告等を通じて、我が国分担金の執行状況を監督している。 ●常設仲裁裁判所では、以下のPDCAサイクルを確保している。 Plan: 予算委員会(全締約国により構成)・財務委員会のもと次年度の予算・会計が作成され、全締約国によって構成される評議会によって承認されている。 Do: 評議会によって承認された予算は付託された紛争処理手続や人件費に使用され、常時そして速やかに、当該紛争を処理することに努めている。 Check: 財務委員会による予算執行に関する監査が毎年度行われる。 Act: 毎年度2回行われる評議会においては予算執行について議論され、前年度の問題等について締約国により協議される。			
担当課・室名	国際法局国際法課				